

みなさんの職場ではこのようなことが起きていませんか？

- ・メンタルヘルスに問題を抱えている人が増えている
- ・現場の声が上がってこない
- ・職場がギスギスしている
- ・管理職が指導を躊躇して人材を育成できない etc

このような問題の背景には、セクハラやパワハラ、企業内のいじめといったハラスメント問題が潜んでいることが数多くあります。また、ハラスメント問題は当事者間の人間関係の問題と思われるがちですが、それらを防止する責任が事業主にあることをご存知でしょうか。

厚生労働省によると、各都道府県の労働局に寄せられた職場の「いじめ・嫌がらせ」に関する相談は増加を続け、「精神障害の労災補償の支援決定件数」が平成 25 年度 436 件に対し、平成 29 年度には全体で 506 件にも上りました。これは実際に申請があがったものが対象になっていますので、実態はかなり多いということが伺えます。ちなみに平成 29 年度の総合労働相談件数は 110 万 4,758 件と 10 年連続で 100 万件を超えました。（厚生労働省）

LFS の社会貢献活動

実家便活用について

当社社員が支援を行っている公益財団法人あいであるからの報告を紹介いたします。『公益財団法人あいであるが行っている実家便支援事業を活用されている児童養護施設の先生からの報告で、財団が行っている支援の意義をご理解いただけたと思います。』



お問い合わせ・担当者

こうした「ハラスメント」の問題は、報道や情報番組でも盛んに取り上げられ社会的にも注目を集めています。従業員のパワハラもさることながら、経営者からの従業員へのパワハラともなれば、経営責任はもちろんのこと、多額の損害賠償をも含んだ法的責任にすら発展する可能性もあります。会社として、そういったリスクを抑えるためには、社員教育および社員間のコミュニケーションを日頃からしっかり図り、万が一に備えた対策も同時に準備しておく必要があります。「ストレスチェック」等のサービスのご紹介も可能でございますので、詳しくは弊社担当者までご相談ください。

年 度		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
区 分	精神障害	請求件数 1409 (532)	1456 (551)	1515 (574)	1586 (627)	1732 (689)
	決定件数	1193 (465)	1307 (462)	1306 (492)	1355 (497)	1545 (605)
	うち支給決定件数	436 (147)	497 (150)	472 (146)	498 (168)	506 (160)
	〔認定率〕	[36.5%] (31.6%)	[38.0%] (32.5%)	[36.1%] (29.7%)	[36.8%] (33.8%)	[32.8%] (26.4%)
う ち 自 殺	請求件数	177 (13)	213 (19)	199 (15)	198 (18)	221 (14)
	決定件数	157 (12)	210 (21)	205 (16)	176 (14)	208 (14)
	うち支給決定件数	63 (2)	99 (2)	93 (5)	84 (2)	98 (4)
	〔認定率〕	[40.1%] (16.7%)	[47.1%] (9.5%)	[45.4%] (31.3%)	[47.7%] (14.3%)	[47.1%] (28.6%)

出典：平成 29 年度「過労死等の労災補償状況」（厚生労働省）

「実家便」にお世話になり 2 年になります。この事業をアフターケアの一つとして、行っています。この事業をしている事をあいであるさんから聞いた時には卒業生の連絡の一つとして使えると思いました。これを活用後は、子ども達が卒業後に荷物や手紙を届けられることにより、以前より学園に音信や遊びに来られる様になったと思います。とても感謝しています。特に、今年は、北海道で 9 月 6 日に北海道胆振東部地震があり、6 日から 7 日にかけて「ブラックアウト」があり、停電が続きました。施設の子ども達も大変でしたが卒業生も気になり、電話をしましたが不通で、その後、ようやく 3 ～ 4 日後に連絡がとれ、子ども達から、「先生。大丈夫。実家便がとても役に立った。特に、ランタンや非常食などすぐに使えて助かった。」と多くの返事が返ってきました。また、その中のメッセージを読み直し、「自分は一人でない。多くの施設の仲間が頑張っている。」と思い自分を奮い立たせ、より一層、社会に励んでいけると感じたそうです。卒業生からは、震災の影響で、まだまだ、以前のようになるまでは、時間がかかると言っている子どももいますが、「実家便」のように社会で様々な方々から支えられて生きている事の大切さやこの次は自分から周りの人々への感謝を身を感じ成長のたてとなっていると思っている事に、我々、職員一同もこの事業を続けて行き、子ども達がより成長できる事を願っています。

歌棄洗心学園 松永 勲

発行



新年あけましておめでとうございます。旧年中は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。昨年当社は念願であった、北関東エリアに「つくば支社」、西東京エリアに「立川支社」、中四国エリアに「広島支社」、南九州エリアに「鹿児島支社」を設立し、10 支社体制で新年を迎えることが出来ました。これもひとえにお客様をはじめ関係各位のお蔭であり、心より感謝申し上げます。

平成という元号で迎えたお正月を皆様如何お過ごしでしょうか。「戦争」そして「敗戦」、そこからの「経済成長」で駆け抜けた“昭和”、バブル崩壊に始まり多くの天災に苦しみられ「自然災害と成長無き経済」に立ち向かった“平成”も間もなく締めくくられ、私たちの目の前では新しい時代の扉がまさに開かれようとしています。

この時に、私たちが考え行動すべきこととは何でしょうか？多くの方にご賛同いただけたと思いますが、「平和を守る」と「自然災害対策」そして「高齢化対応」であると考えます。少し言葉を付け加えますと、国際社会との相互理解による平和づくり、国家の最重要課題である地球温暖化も含む自然災害対策、そして人生 100 年時代を積極的に生きる環境を皆で考える高齢化対応ということになります。閉塞感のある中、生きていくうえで最も必要で、私たちが個々に取り組め、今すぐに始められるのが、“生きがい”や“やりがい”を持つことではないでしょうか。

それらを持つことで、前向きな考え方や行動が起こり、他に愛情をもって接するという隣人愛も生まれまることは、誰もが感じられることと思います。大げさなことでなくとも、日々の暮らしや仕事の中に喜びを感じることが持てれば、それが生きがいにつながると思っています。「生きがいについて」(みすず書房)神谷美恵子著への感想と参照が皆様のお役に立つと思いますので、ご紹介いたします。

- * 情熱を持つ・・・あなたが好きなもの + あなたが得意なもの
- * 目標を持つ・・・あなたが好きなもの + 世の中が必要としているもの
- * 才能を持つ・・・世の中が必要としているもの + 対価を得るに値するもの
- * 専門性を持つ・・・あなたが得意なもの + 対価を得るに値するもの

お客様が明日への希望を見いだせるよう、ライフプランを通じてお手伝いすることをやりがいとし、さらに誰かに喜んでいただくことを生きがいとして今日を生きる。これがライフフォースサポートのライフプランアドバイザーのお客様に寄り添う生き方です。今年もご愛顧の程宜しくお願い申し上げます。

代表取締役 安岡 利朗

サラリーマンも確定申告



1月後半ぐらいになると確定申告という言葉をよく耳にするようになります。サラリーマンだと確定申告を一度もしたことがないという方も多いと思います。自分にはあまり関係ないと思っている方はぜひご一考ください。

そもそも確定申告とは、一年間の収入に応じて国に所得税を納める手続きのことですが、所得税とは、サラリーマンの場合は給料、個人事業主であれば商売の売上などの収入に応じてかかってくる税金になります。サラリーマンの場合は給料から「源泉徴収」という項目で毎月天引きされていて、12月に「年末調整」を行うことで一年間の給料に対する税金の額を調整します。

サラリーマンは会社が税金の額を計算してくれて給料天引き＋年末調整で所得税を支払うのに対し、個人事業主は一年分の所得税を自分で計算して確定申告で支払う必要があります。個人事業主は確定申告書を提出することで、所得税とは別に納税義務がある住民税や国民健康保険税、個人事業税についても税務所で計算して納税通知書を送ってくる仕組みになっています。

それでは、サラリーマンは会社が計算してくれるので確定申告をしなくてもいいのでしょうか。実はサラリーマンも確定申告をしなければいけない、もしくはした方がいいケースがあります。

例えば、会社の給与以外の収入があった場合、収入の種類によって納税の義務が発生します。また、税金が戻ってくる最も身近なケースは、年間で一定額以上の医療費がかかった場合の医療費控除という仕組みがあり、税金が戻ってきます。



それでは医療費控除とはどのようなしくみなのでしょうか？

医療費控除は、支払った医療費の額がそのまま戻ってくると勘違いされやすいのですが、支払った医療費に応じて税金を計算し直すというものです。会社員の場合は、医療費控除によって給与から天引きされた所得税の還付が受けられます。個人事業主の場合は、医療費控除を確定申告に反映させることで節税効果が見込めます。

医療費控除の対象になる金額は、支払った医療費から保険金などで補填された額と10万円を引いた額となり、上限が200万円となります。(下図参照)

ただし、総所得が200万円以下の人の場合には、10万円の代わりに総所得の5%を引いた額となります。

保険金で補填される額として差引くのは、生命保険の入院給付金のほか、健康保険で支払われる高額療養費や出産育児一時金などが含まれます。

医療費控除は、確定申告をする年の1月1日から12月31日までに支払った医療費が対象となります。自分以外にも生計を同一にする家族の分もまとめて申告が可能です。なお、所得税は累進課税ですので、家族の中で一番所得の多い人が家族の分もまとめて医療費控除を申告すると、税負担を減らせる額が大きくなるのでお得です。生計が同一であれば、同居は要件ではありませんので、一人暮らしをしている大学生の子供の医療費や単身赴任中の父親の分であっても、控除対象に含まれます。

確定申告の手続きには、病院や薬局の領収証やレシート類の提出が必要となります。離れて暮らす家族の医療費も合わせて医療費控除の確定申告をする場合には、領収書を取り寄せておく必要があります。なお、タクシーには領収書がありますが、公共の交通機関には領収書はありませんので、メモなど記録をとっておくと良いでしょう。

確定申告の時期は2019年は2月18日から3月15日までとなっています。もし、2018年1年間の医療費の領収書を捨てていなければ、また確定申告をしたことがなかった方は、ぜひトライしてみてくださいはいかがでしょうか。領収書を捨ててしまったという方は、2019年はぜひ領収書は捨てずにためておいてください。この機会に今どのような保険に加入しているか確認してみるのもいいかもしれませんね。

医療費控除 計算例

医療費控除額（上限200万円）＝医療費（保険金で補填された額を除く）－10万円（総所得が200万円以下の人は総所得金額の5%）

例： 医療費控除額20万円＝手術・入院費用50万円－保険金20万円－10万円

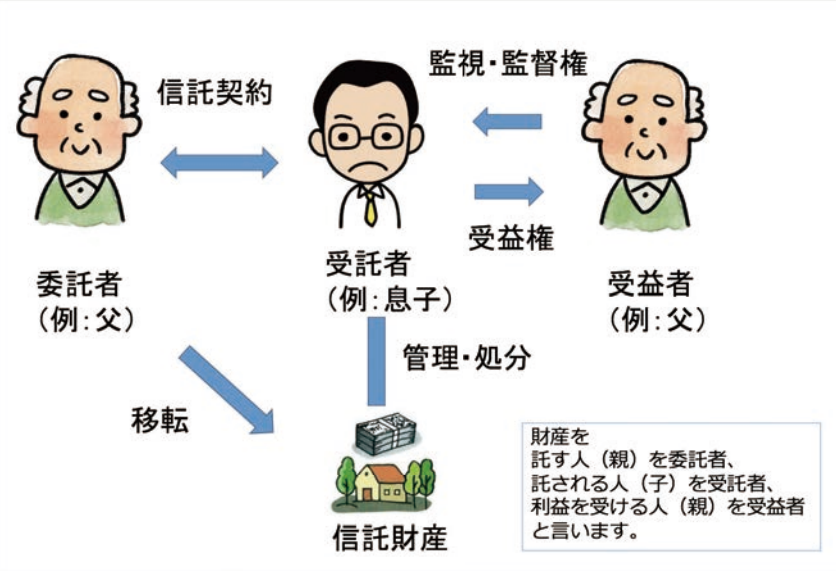
医療費控除額18万円＝出産・入院費用70万円－出産一時金42万円－10万円

民事(家族)信託

認知症になると預貯金の引き出しや、資産を売却をしようと思っても出来なくなることをご存知ですか？

元気なうちに、自分の財産を信頼できる家族に託して、管理・運用してもらう財産管理の制度が民事(家族)信託です。民事信託では受託者(子)により継続的かつ積極的な資産の運用、管理が可能です。それ以外にも遺言では出来ない生前対策や、長男に相続した物を、長男の死後には次男の長男に承継させるというような対応もできます。

信託専用の銀行口座を作る必要がありますが、開設できる銀行が少ないことや、上場株式の信託は証券会社の実務が整っておらず現状では信託の対象とすることは難しいという状況があります。



民事信託のプロフェッショナルとの提携

当社では、民事信託のプロフェッショナルの司法書士法人(株)みつばグループホールディングスと業務提携を行い、民事(家族)信託のセミナーの開催や個別相談をはじめ、認知症予防から相続に関してトータル的にサポートを行っています。

似たような制度に成年後見制度がありますが、成年後見制度は本人の財産を保護することが主たる目的なので、相続対策や積極的な資産の運用は出来ません。

まずは気軽に当社ライフプランアドバイザーにお声掛けください。



<http://mitsubagroup.co.jp>

